

平成31年度 共同生活援助事業所ぴあ 事業計画書

(共同生活援助事業)

第1 基本方針

福祉サービスを必要とされるご利用者が住み慣れた地域において、安心かつ安全で快適な日常生活を送ることが出来るよう、ご利用者一人ひとりのニーズに沿った適正なサービス提供に努めます。

また、今年度は、ご利用者個々のニーズや重度・高齢化など多種多様なニーズに対応するために、地域の社会資源の積極的な活用やご利用者の可能性を引き出すことを念頭に置いた丁寧な対応をとおして、日常生活における潤いや喜びが得られる支援に努めます。

つきましては、平成31年度の重点項目は以下のとおり進めます。

1 居住支援サービスの提供

共同生活援助サービスの提供は、個別支援計画書に基づき、ご利用者一人ひとりの障がい特性やニーズに配慮した中で、相談、食事の提供、健康管理、金銭管理、入浴・排泄等の介護など基本的日常生活動作について、合理的配慮をもって適正に支援を行います。

2 居住環境の改善

ご利用者が安心かつ安全な生活が営むことが出来るよう、経年劣化による必要な補修と共同住居内外の保安全管理を行なうとともに、近年の気温上昇に伴う熱中症などのリスクを踏まえて、各居室のエアコン設置について検討します。

3 ご家族との連携強化

ご利用者個々のニーズや重度・高齢化など多種多様なニーズに対応するために家庭訪問を計画し、ご家族との情報共有を通じて支援サービスの質の向上に努めます。

4 緊急時の安全対策

各災害に対応出来るよう法人の防災マニュアルやBCPに基づいて必要な訓練や研修、備蓄品等の保管管理に努めます。また、防犯対策として、センサーライトの増設や防犯カメラの設置について検討します。

5 ご利用者の健康管理

ご利用者が継続して地域生活が送れるようマニュアルに基づいた衛生健康管理対策を講ずるとともに、日々の巡回支援や定期通院の同行等をとおして疾病等の早期発見・治療に努めます。

6 社会参加と自己決定の推進

ご利用者が生きがいを感じながら自分らしい生活が送れるように、本人の意向等に基づいた趣味的活動や外出などを企画実施することで、社会参加を更に促進します。

7 業務内容の見直しと人材育成

職務分掌や係り分担などの業務内容の見直しと各種研修会や接遇セミナー等の参加をとおして、ご利用者の立場に沿った支援サービスの取り組みを推進できる職場環境の構築に努めます。

第2 組織と利用者状況

1 組織の概要

ご利用者の障がい特性を踏まえたサービスを提供するとともに、安定的な事業所経営を遂行するために、次の組織体制で進めます。

(1) 事務係

事務係は、事業所運営の庶務、会計、管理を行い、ご利用者への間接的な支援と経営管理を行います。

(2) 生活支援員

生活支援員は、巡回支援等を通して、地域生活場面等における支援と健康管理を中心にサービス提供を行います。

(3) 世話人

世話人は、主に食事の提供や生活面の支援と健康管理及び相談等を行います。

(4) 職員配置状況（平成31年4月1日現在）

区 分	管理者	サビ管	生活支援員	世話人	総務	計
男 性	1	1（1）	4			6（1）
女 性			6	15（6）	（3）	20（9）
計	1	1（1）	10	15（6）	（3）	26（10）

※（ ）は兼務職員

2 会議等の体制

(1) 次の会議、委員会を設置し、利用者支援のサービス向上に努めます。

- ・ 地域支援会議（サービス管理責任者、生活支援員、世話人）
- ・ ケース会議（支援係担当者）
- ・ 生活委員会（支援係担当者 ※ご利用者代表）
- ・ 防災対策委員会（支援係担当者）
- ・ 虐待防止委員会（支援係担当者）
- ・ 衛生管理委員会（支援係担当者）

(2) 研修会

- ・ 施設内研修会（随時）
- ・ 関係機関・団体・その他の研修参加（随時）
- ・ 研究調査・ケース研究（随時）

3 ご利用者の状況（平成31年4月1日現在）

(1) 各共同生活住居における利用状況

区 分	ぴ あ	えーる	はるか	ういんぐ	あゆみ	らいふ	あおば	ひかり	合計
男 性	7	4			1		6	4	22
女 性			6	6	3	5			20
計	7	4	6	6	4	5	6	4	42

(2) 障害支援区分等

区 分	障がい程度			障害支援区分							
	A	B	計	非該当	1	2	3	4	5	6	計
男 性	4	1 8	2 2	0	0	1	1 5	5	0	1	2 2
女 性	7	1 3	2 0	0	0	1	9	6	4	0	2 0
計	1 1	3 1	4 2	0	0	2	2 4	1 1	4	1	4 2

(3) 年齢別

区 分	～20 未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70 以上	最高 年齢	最少 年齢	平 均
男 性	0	2	2	6	5	5	2	72 歳	25 歳	51.5 歳
女 性	0	0	2	2	8	7	1	69 歳	37 歳	56.0 歳
計		2	4	8	1 3	1 2	3			53.8 歳

(4) 障がい別

区 分	てんかん	自閉傾向	統 合 失調症	身 体 障がい	ダウン症	視 覚 障がい	聴 覚 障がい	内部疾患	体幹機能	強度行動 障がい	心因反応	その他
男 性	1		4				1					
女 性	4		4	1		1						
計	5		8	1		1	1					

第3 事業と運営方針

1 事業の内容

(1) 共同生活援助事業 定員42名

共同生活住居8ホーム、サテライト型1カ所

2 運営方針

(1) 事務部門

項 目	事業内容	具体的な内容
事業運営	施 設 運 営	質の高いサービス提供が可能となるよう、訓練等給付費の適正な請求事務を行なうとともに、事業における予算管理や運用についても効率的な執行に努めます。
	金 銭 管 理 の 徹 底	預り金の取り扱いは、法人施設と連携して適正に管理します。
	居住環境の向上	近年の気温上昇に伴う熱中症などのリスクを踏まえて、各居室のエアコン設置について検討を行ないます。
	施設等保全管理	ご利用者が安心かつ安全に生活出来るよう各所の保全管理に努めます。
	職員・ご利用者の健康管理	年2回（職員は年1回）、定期健康診断及び生活習慣病検診を実施するとともに、異常等があれば早期に通院を行います。また、職場における心理的負担に配慮した職場環境作りに努めます。
	食事メニューの多様化	栄養士と連携してご利用者の嗜好と季節感を反映した献立作りに努めます。

事業運営	防災・防犯計画の見直し	大規模災害に備えて、マニュアルやBCPの見直しを適宜行うとともに、必要な訓練や研修、備蓄品等の保管管理に努めます。また防犯対策として、センサーライトの増設や防犯カメラ等の設置について検討します。
	業務改善と人材育成	職務分掌や係り分担などの業務内容の見直しと各種研修会や接遇セミナー、支援を通じて、各職員の専門知識や支援スキルの向上に努め、ご利用者の支援の質の向上に努めます。

(2) 生活支援部門

生活支援サービス	個別支援計画	生活支援は、ご利用者に対する合理的配慮と個別支援を基本とした個別支援計画に沿って適正かつ効果的なサービス提供に努めます。
	生活支援の実践	生活支援員等が、ご利用者の障がい特性や年齢に配慮した支援サービスの提供に努めます。
	家族との連携	ご利用者の高齢化や生活状態の変化を踏まえ、計画的に家庭訪問を計画し、ご家族と今後の生活体系等の情報交換などを通じて支援サービスの質の向上に努めます。
	関係機関との連携	就労支援施設や企業実習先、町社会福祉協議会、自立支援協議会等の関係機関と連携し、包括的な支援に努めます。
生きがい社会参加	社会参加と意思決定の推進	ご利用者が生きがいを感じながら自分らしい生活が送れるように、本人の意向等に基づいた趣味的活動や外出などを企画実施します。また、当事者活動についても適宜支援を行います。
	高齢ご利用者に対する支援	高齢のご利用者に対して、ご本人の意向や適性、身体状況、ライフステージに応じて適切な支援に努めます。
	企業実習及び日中活動支援の充実	企業実習先等の関係機関との連携を強化し、受け入れ企業で継続的に定着が進むよう支援を行います。
保健衛生	衛生健康管理	協力医療機関と連携し、ご利用者の疾病等の早期発見に努めます。また、ご利用者の心身の状態の把握と関係者との情報共有、緊急時において迅速な対応が出来るように、日頃から支援方法の検討、確認に努めます。
食事提供	食事サービスの充実	栄養士が作成した献立表に基づき、朝食及び夕食を提供します。また、世話人とご利用者が共同で調理等を行う事で、良好な人間関係に基づく家庭的な食事環境となるよう努めます。
家族会	家族会の事務局支援	家族会と連携して、各種事業が円滑に運営出来るように支援を行います。
地域移行	自立対策	共同生活住居からの自立を希望するご利用者に対して、個別支援計画に基づき、適切に支援を行います。

平成31年度 共同生活援助事業所ぴあ 組織機構図

平成31年4月1日

職 員 等 14名
世 話 人 14名

